

## 6. 関係者の意見等

### 6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

#### (1) 実施状況

本明川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成 25 年 6 月 28 日までに検討の場を 3 回開催した。

平成 22 年 12 月 24 日に開催した、検討の場準備会において確認された検討の場の規約を P. 6-3 に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況は、P. 1-6 の表 1. 2-2 検討の場の実施経緯を参照。

#### (2) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

○平成 25 年 3 月 18 日に開催した検討の場（第 1 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

〔長崎県〕長崎県知事代理 村井土木部長

- ・依然として昭和 32 年の諫早大水害に対する対応ができていないことから、本明川における治水対策は喫緊の課題である。
- ・昨年の九州北部豪雨のような豪雨がいつ長崎で降ってもおかしくない状況であることから、治水対策を鋭意進めて頂きたい。
- ・流水の確保を含め魚介類を中心とした水の確保は非常に大事なことと考えている。

〔諫早市〕宮本市長

- ・本明川は気象学的に豪雨が発生しやすい地域であり、急流河川で流速が速く上流に降った雨が 30 分程度で市街地に流れ込む非常に危険な河川である。また、地形条件から洪水時の流れが非常に速いため河川をオーバーフローすると被害も大きくなり、人命に関わることとなる。
- ・昭和 32 年の大水害のあとに抜本的な対策としての引堤が検討されたが、これ以上引堤をすると市街地が成り立たなくなってしまうことから断念しているという過去の経緯も踏まえて検討頂きたい。
- ・本明川は諫早市街地を 2 つに分断していることから、橋梁が非常に多いが、その橋梁を 15 橋も架け替える計画は現実性が薄いと考えている。
- ・遊水地及び河道外貯留施設が計画されている箇所は、水田地帯であり、また、水源地域が含まれているため実現性は非常に難しいと考えられる。
- ・渇水時には公園堰でほとんどの水が農業用水として取水されるため、下流にはほとんど水が流れなくなり、魚類に影響を及ぼすような状況を繰り返してきており、維持用水の確保と農業用水の確保、景観の面からも維持用水の確保に努めて頂きたい。
- ・萱瀬ダムは、大村市、長崎市が水利権を有しており、萱瀬ダムからの水を大村市を導水して持ってくることは難しいと考えられる。

○平成 25 年 6 月 5 日に開催した検討の場（第 2 回）において検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

〔長崎県〕長崎県知事代理 村井土木部長

- ・治水面においては、時間的な観点から見た実現性の検討として、本明川ダム案は、他の案と比べて早めに効果が出ることから本明川ダムが有効であるといえる。
- ・昭和 32 年の諫早大水害で 500 名を超えるような被害があり、昭和 57 年、平成 11 年にも被害が発生している。また、治水面はもとより、平成 6 年渇水では魚が斃死するなどの被害が発生しているため正常流量の観点からも、この両方を解決する手段として本明川ダムが有効であると思っている。
- ・河川管理者としての県の立場では、JR 橋から上流の県区間については昭和 32 年の大水害以降、暫定的な河川改修を終えているが、計画規模の洪水には対応できていないことから、当該区間に治水効果がある本明川ダムによる対策を進めて頂きたい。
- ・環境アセスについては、本明川ダムは湛水面積が 30ha 以上あるため、長崎県の環境影響評価条例によるアセスであり、県条例では今回のようなダム規模の縮小に関するものについては、その手続きのやり直しということにはならない。

〔諫早市〕宮本市長

- ・治水対策案の 6 案について、それぞれに評価を頂いているが、河道掘削案では 15 橋もの橋の架替えが生じること、その他の貯水池案、放水路案についても地形特性から難しいと考えており、今回、詳細に評価をして頂き、ダム案が最も有利となったこと、他の案に比べて短期間に完成が見込めるることは妥当と考えている。また、いろいろな方法はあるが、諫早の地形、諫早の特性からダム案が最適と思っている。
- ・本明川は河川水位の急激な上昇がある河川であり、加えて距離が 28 km と短く、山から一気にかけ下るという特徴がある。一方で渇水になると途端に水が枯れた川になるという特性も持っている。平成 6 年の渇水時には、公園堰からの農業用水の取水により堰下流に水が流れない状況が生じ、水温が上昇して魚が斃死する被害が発生している。また、同様に農業用水も不足しており、他のところから融通するなどの対応を行っている。このように出水も早いが水が枯れるのも早いという本明川の特性をふまえて、流水の正常な機能の維持のため適正な対応を行って頂きたい。
- ・洪水調節及び流水の正常な機能の維持のためには本明川ダムが一番適切だと考えている。
- ・今回の利水の中止により、水没予定地の方々をはじめ、関係者に迷惑をかけたが、今後、速やかに検証作業を進めていただき、洪水調節、流水の正常な機能の維持を目的とした本明川ダムとして早期に結論を出して頂きたい。

○平成 25 年 6 月 28 日に開催した検討の場（第 3 回）において検討主体が示した内容に対する構成員の見解は検討の場終了後に記載。

## 「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」 規約

### (名称)

第1条 本会は、「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

### (目的)

第2条 検討の場は、検討主体（国土交通省九州地方整備局）による本明川ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める目的とする。

### (検討の場)

第3条 検討の場は、別紙－1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。

### (情報公開)

第4条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。  
ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

### (事務局)

第5条 検討の場の事務局は、国土交通省九州地方整備局に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

### (規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

### (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

### (附則)

この規約は、平成22年12月24日から施行する。

## 別紙－1

### 「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

#### 【構成員】

長崎県知事

諫早市長

#### 【検討主体】

九州地方整備局長

(注)構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。

## 6.2 パブリックコメント

本明川ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階でパブリックコメントを行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下の通りである。

### 6.2.1 意見募集の概要

#### (1) 意見募集対象

- 1) 提示した複数の対策案（治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案）以外の具体的対策案の提案
- 2) 複数の対策案（治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案）に係る概略評価及び抽出に対する意見

#### (2) 募集期間

平成 25 年 3 月 19 日～平成 25 年 4 月 17 日（30 日間）

#### (3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、回収箱への投函のいずれかの方法

### 6.2.2 意見募集結果の概要

#### (1) 意見提出者

- 7 名（個人）のご意見を頂いた。

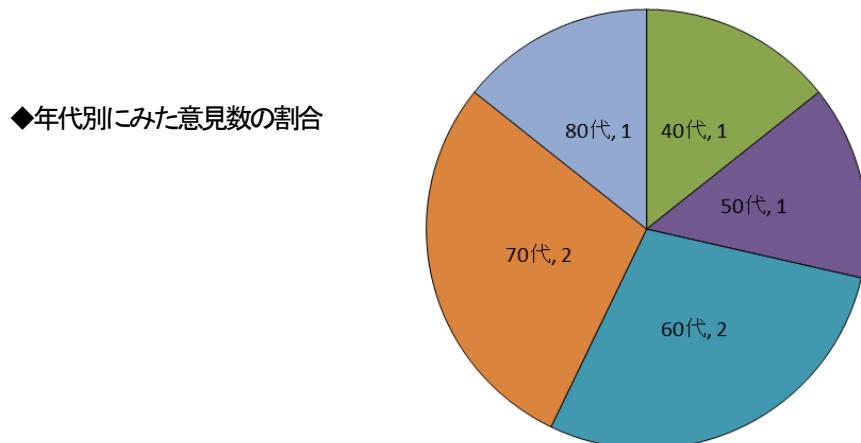


図 6.2-1 意見提出者の内訳

#### (2) 意見概要

- 1) パブリックコメントに寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、本明川ダム建設事業検証の参考とした。寄せられた意見については以下に示す。

表 6.2-1 寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>1. 検証について</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム以外の治水対策を様々な角度・視点から検討し、提案したことを高く評価する。</li> <li>・対策案については過去流域委員会で結論を出されたと思うが法的手続きで評価を行い結論が出されたものは一体何だったのか。</li> <li>・検討を何時までするのか、治水を主にするならすぐにでも手を打つべきだ。</li> <li>・昭和32年大水害後、長年にわたる治水対策により何とか川の氾濫を防止しているが、地球温暖化等による異常気象の中で予想が出来ない大洪水の発生も懸念されており、治水対策は喫緊の課題になっている。</li> <li>・ダム施設を整備計画の骨子にするのではなく、26方策を総合的に対策を策定していただきたい。</li> <li>・福岡県の小石原川ダムなどや批判の高い石木ダム建設も継続の判断がなされた。</li> <li>・ダム案を含め、治水対策案の評価にあたっては、考えられる治水案を採用しない事で回避される事やものの価値を別途計算に入れるべき。</li> <li>・この3年半検証もなく、今後の予定もないが、国交省は本明川ダム建設をあきらめていない様に思える。</li> <li>・ダム案の諸元、コスト等を提示せず、パブリックコメントを実施した国交省の姿勢を問題視する。</li> <li>・結論が先にあって、諸々の理屈は後から付ける様に思える。内容を決定前に住民に知らさない検証でよいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の本明川ダム建設事業の検証は、検証要領細目に基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・治水対策案の検討については、同細目において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されており、これに基づいて、「本明川ダムを含む治水対策案」と「本明川ダムを含まない治水対策案」の検討を行っています。</li> <li>・また、同細目に示された26方策を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討することとされており、「本明川ダムを含まない治水対策案」については、上記の26方策を組み合わせることにより、幅広く16案を立案しています。</li> <li>・評価に当たっては、検証要領細目において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、7つの評価軸で評価し、定量的に評価できないものにおいても数値を用いて定量的に評価できないものはどのような差があるかをできる限り評価すること」とされており、これに基づき評価を行うこととしております。</li> <li>・検証要領細目に基づき、平成22年12月に利水参画者である長崎県南部広域水道企業団に利水参画意思の確認を要請したところ、平成23年2月及び平成23年6月に、しばらくの猶予を依頼されたことから回答をお待ちしていたところです。</li> <li>・検証に係る検討に当たっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じることが重要であり、検討過程においては主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集することとしています。</li> <li>・今回のパブリックコメントは、主要な段階の一つとして、複数の対策案を立案した段階として実施したものですが、このほか、河川法第16条2(河川整備計画)に準じて、対応方針の原案を作成しようとする場合に関係住民等の意見を聞くこととしております。</li> </ul>
<b>2. 治水対策について</b>		
	<b>ダム案に関するご意見</b>	
	<p><b>【ダムの必要性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水によって市民の生命が失われないように治水対策を講じることが肝要であり、具体策としては本明川ダムの建設が適切である。</li> <li>・ダムは洪水対策に一定の効果はあると考えられることから100パーセント悪いとは言えない。</li> <li>・ダムの規模はあくまでも治水としての機能を優先し利水は他の方法によって講じるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の本明川ダム建設事業の検証は、検証要領細目に基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> </ul>

表 6.2-2

寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2. 治水対策について（続き）		
ダム案に関するご意見		
	<p><b>【ダムの位置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在位置でのダム建設でピークカット効果に疑問がある。</li> <li>ダムは満水位になれば放水しなければならず、新たに浸水・洪水が起こりえる。</li> </ul> <p><b>【ダムの型式等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地質の関係からコンクリートダムは適さないので、ダム形式をロックフィルダムとしていたのではなかつたか。何故、台形CSGに変わったのか。</li> </ul> <p><b>【ダムの堆砂等について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム建設予定地上流には流出する土砂に対する対策がされておらず、排土不能な方式の本明川ダムは短寿命にならざるを得ない。</li> <li>「戦後多良山系で多数の砂防ダムを作ったが数年で埋まり効果がなかった。」と聞いたことがある。人工物万能より、大自然との共存姿勢が肝要。</li> <li>もろい山系でダムに流れ込む土砂の排出策がなく国土保全に有効な「森林の保全」との共存姿勢もない。</li> </ul> <p><b>【維持管理について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム建設には巨額の費用と維持管理費がかかり、耐用年数がくると壊して作り変えなければいけません。50年後、100年後に国に建替え費用がなければ、危険なダムを使い続けることになります。</li> <li>将来の世代に維持管理が容易なインフラを残すことはとても大切で私たちの使命といえる。</li> <li>これから世代、子孫たちのために、正しい選択をしてほしい。巨額な維持管理費かかるダムより、安価な方法で安全を追求すべきであり、これにより自然環境ものこせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本明川ダムは本明川水系河川整備計画（平成17年3月策定）において、基準地点裏山において、河川整備の目標流量1,070m<sup>3</sup>/sに対して、本明川ダムの洪水調節により290m<sup>3</sup>/sの流量を低減し、河道整備流量である780m<sup>3</sup>/sが流下できるようにすることとしています。</li> <li>本明川ダムの位置は、これまでの調査を踏まえ、基準地点裏山での洪水調節効果を確保できる地点を選定しています。</li> <li>一般に、目標を上回る洪水が発生した場合でも、ダムから放流される量がダム貯水池に流入する流量を超えることはありません。このため、本明川において、洪水のピーク流量は、ダムが無い場合に比べ、ダムがある場合の方が大きくなることはありません。</li> <li>本明川ダムは、当初、地形、地質等を勘案しロックフィルダムで計画していましたが、平成17年3月の本明川水系河川整備計画策定において、最新の調査検討結果及び設計成果を反映し、工期短縮、コスト縮減、環境への配慮の観点からダム型式をロックフィルダムから台形CSGダムへ変更しています。</li> <li>ダムの堆砂については、国土交通省河川砂防技術基準において、「堆砂容量は、100年間の推定堆砂量をとることを標準とする。」とされており、これにより、本明川ダムの堆砂容量を定めています。</li> <li>ダムの堆砂計画に関しては、検証要領細目に基づき堆砂計画の点検を行うこととしています。</li> <li>検証要領細目では、「良質な森林からの土砂流出は少なく、また風倒木等が河川に流出して災害を助長することと等があるために、森林の保全と適切な管理が重要である。」とされており、森林の保全により土砂流出が抑制されるなど流域管理の観点から推進を図る努力を継続するものとしてすべての治水対策案において共通の方策として見込んでおります。</li> <li>評価軸の検討にあたり、コストについては、「完成までに要する費用」だけでなく、「維持管理に要する費用」に要する費用を見込むこととしています。 なお、ダムの堤体については、適切な維持管理を行うことにより永続的に使用する計画となっています。</li> </ul>

表 6.2-3

## 寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>2. 治水対策について（続き）</b>		
ダム案に関するご意見		
	<p><b>【環境の負荷について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本明川ダムは巨大な構造物であることから自然を壊すことには間違いない。</li> <li>・ダムが出来た場合、ダム湖で富栄養化した水が有明海にそぞごことでの赤潮等の発生を漁民の方々も心配している。</li> <li>・上流にダムを造ると、巨大なコンクリートの構造物と富栄養化で淀んだダム湖が出来ると本明川は諫早の母なる川というより、ただの用水路と化してしまう。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供や高齢者、聴覚障害者などサイレン等を聞き逃すかもしれません。</li> <li>・ダム建設すべての災害が無くなるという誤解を与えることが最も危険であるため減災の観点を強めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境への影響に関しては、検証要領細目において、「水環境に対してどのような影響があるか。生物多様性の保護及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか。土砂流動がどう変化し、下流河川、海岸にどのように影響するか。」と規定されており、これに基づき検討行うこととしています。</li> </ul> <p>なお、本明川ダムは、平成20年6月より長崎県条例に基づき環境影響評価の手続きを開始し、平成21年10月に本明川ダム環境影響評価準備書に対する知事意見が提出されたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・皆様から頂いた貴重なご意見は今後の河川整備にあたっての参考とさせて頂きます。</li> </ul>
ダム案以外の対策案に関するご意見		
	<p><b>【対策案以外の具体的な提案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提示された代替案以外で具体的に提案できるものはない。</li> <li>・本明川 7k000 付近から 3k400 付近迄の本川河川敷下に必要相当断面の放水路（暗渠）を建設する。呑口は、他の放水路案と同様とし、吐口は傾斜させて河川敷上に開口してはどうか。</li> <li>・支川半造川において例年危険水位近くに達する埋津橋付近から取水し、調整池へ放水出来る排水施設を建設すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治水対策案については、検証要領細目に基づいて、「本明川ダムを含む治水対策案」と「本明川ダムを含まない治水対策案」の検討を行っています。</li> <li>・「本明川ダムを含まない治水対策案」においては、検証要領細目に示された26方策を組み合わせることにより、幅広く16案を立案しています。</li> <li>・トンネル構造の放水路については、国土交通省河川砂防技術基準において「トンネル構造による河川は、設計流量の流水の作用に対して安全であり、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい影響を及ぼさず」と規定されており、仮に河川敷の下に放水路を設置する場合は、最深の河床高、洪水時の局所洗掘を考慮し、河川管理施設や橋梁等の構造物に影響を及ぼさないような深さに放水路を設置する必要があります。</li> <li>・また、ご意見の放水路は、延長が約3.6km程度の放水路となります、ご提案にあったように「吐口を傾斜させて河川敷上に開口」しようとした場合、吐口に近くほどトンネルの深さが浅くなってくることから、場合によっては付近の河岸及び河川管理施設等の構造物に影響を及ぼす可能性があります。</li> <li>・このような点を考慮すると、治水対策案④～⑧案として立案している5つの放水路の案のうち、呑口、吐口の地点がほぼ同じで、延長が約3.4kmとなる治水対策案⑤が、ご提案の趣旨に相当する対策案と考えています。</li> <li>・半造川の埋津橋から下流区間については、本明川水系河川整備計画（平成17年3月策定）において、引堤及び橋梁の改築等を実施することとしており、鋭意、事業を実施しているところです。</li> </ul>

表 6.2-4

寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>2. 治水対策について（続き）</b>		
ダム案以外の対策案に関するご意見		
	<p><b>【河道の改修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・治水対策案は、「河道の掘削」、「引堤」、「堤防のかさ上げ」などから本明川沿川の地域・地形等の状況を考慮し、区間に応じた最適な対策を立案すべき。</li> <li>・将来、ダムができると言った安易な考えは無くし、早急に治水対策を進めるべき。</li> </ul> <p><b>【遊水地】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本明川本流の負荷低減・河床浚渫・遊水地等複数を組み合わせるしかない。</li> <li>・大村湾などへのバイパスよりも一時的なオーバーフロー水を遊水地に導くことを主眼に検討願いたい。</li> <li>・本明川ダムと同等の治水能力を補完する前提に「本明川の長崎県管理区間については河川水位が堤防高を超えない。」とする方針があるが、当該地域を遊水地用の地域として活用すべき。</li> </ul> <p><b>【放水路】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今の本明川の能力を地道な改修工事や他のアイディア（新しい放水路など）で高めれば、昭和32年クラスの雨量に対応することも可能ではないか。</li> <li>・市民にとっても馴染みのある現本明川の現状を最も維持できる治水対策である「分流対応案⑧放水路（鈴田川ルート）+河道掘削」を支持したい。</li> </ul> <p><b>【雨水貯留施設等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中流域への雨水浸透施設等の設置などの雨水を地下に戻す対策を都市計画と合わせて実施し、本明川への負荷を軽減すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治水対策案については、検証要領細目に基づいて、「本明川ダムを含む治水対策案」と「本明川ダムを含まない治水対策案」の検討を行っています。</li> <li>・「本明川ダムを含まない治水対策案」においては、検証要領細目に示された26方策を組み合わせることにより、幅広く16案を立案しています。</li> <li>・河道の対策により対応する方策については、縦断勾配等の地形状況や背後地の地域状況、構造物の状況等をふまえ、区間のすべてにおいて「河道の掘削」がコスト的にもっとも優位と考えています。</li> <li>・なお、河道の対策により対応する方策の中でコスト的に最も優位と想定される「河道の掘削」と「放水路」により洪水を分流させる事により対応する方策、「遊水地等」によりできるだけ洪水を貯留する方策、「雨水貯留施設等」によりできるだけ雨水の河川への流出を抑制する方策、「宅地かさ上げ等」により家屋等の浸水を防御する方策などを組み合わせて治水対策案を立案しています。</li> <li>・本明川では本明川ダム建設事業の検証期間中も検証後も、着実に河川整備計画に位置づけた河川改修は進めています。</li> <li>・遊水地案については、本明川の長崎県管理区間に遊水地を設置することとして、形式、容量の異なる案として治水対策案⑩～⑬の4案を立案しており、ご意見の趣旨に該当する治水対策案であると考えています。</li> <li>・なお、抽出した対策案については検証要領細目に示された7つの評価軸で評価を行うこととしております。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放水路案については、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、治水対策案④～⑧案のルート、規模が異なる5つの案を立案しています。</li> <li>・なお、抽出した対策案については検証要領細目に示された7つの評価軸で評価を行うこととしております。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本明川への負担軽減策として、本明川流域内の家屋を対象とした雨水浸透施設や学校、公園などへの雨水貯留施設の設置を含む案として治水対策案⑪案、⑯案を立案しています。このため、治水対策案⑪案、⑯案はご意見の趣旨に該当する治水対策案であると考えています。</li> <li>・なお、抽出した対策案については検証要領細目に示された7つの評価軸で評価を行うこととしております。</li> </ul>

表 6.2-5

## 寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>2. 治水対策について（続き）</b>		
ダム案以外の対策案に関するご意見		
	<p><b>【決壊しない堤防、決壊しづらい堤防】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「決壊しない堤防」「決壊しづらい堤防」はいずれも「河道・流域管理、災害時の被害軽減の観点から全てに共通の方策」に位置付けるのが適当。</li> </ul> <p><b>【森林の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が求める「森林の保全」の機能の記述があるが、すでに各保安林の対策ができているかの如き記述である。諫早市農水部の資料では圧倒的多数が針葉樹の民有林であり、涵養能力も著しく劣る代物である。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在でも長崎本線の鉄橋がかかる本明川の上流では、竹林や立ち木、ヨシ原が茂り管理が十分とは言えません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「決壊しない堤防」、「決壊しづらい堤防」については長大な堤防となり、経済的、社会的な課題を解決する必要があります。仮に、計画高水位でも決壊しない技術が確立されれば河道の流下能力を向上させることができます。また、「決壊しづらい堤防」に関しては堤防が決壊する可能性が残り流下能力の確実な向上を見込むことは困難であるため今後も調査研究が必要となっております。</li> <li>森林の保全については、検証要領細目において、「森林面積を増加させる場合や顕著な地表流の発生が見られるほど荒廃した森林を良好な森林に誘導した場合、洪水流出を低下させる可能性がある。」とされており、森林の保全により雨水浸透機能を保全し流域管理の観点から推進を図る努力を継続するものとしてすべての治水対策案において共通の方策として見込んでいます。</li> <li>頂いた貴重なご意見は、今後の維持管理の参考にさせていただきます。</li> </ul>
<b>3. 流水の正常な機能の維持対策について</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>渴水時公園堰の下流にはほとんど水が流れていない一定水量の流れは必要だ。</li> <li>本明川はまさに諫早の自然のシンボルと言えるでしょう。市民のためにも自然の景観を残し、自然の生態系が下流から上流までつながるような生きた川として維持管理していただきたい。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>貯水池及びため池は、例えば田井原・小野の耕作放棄地なども中心にして動力使用も視野に入れて、想定される範囲を広める。</li> <li>既設ダムのかさ上げは避けて、堆砂等を適切な除去も含めた既設ダムの再開発を行い、貯水能力の回復と維持に努めるのが適当。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の本明川ダム建設事業の検証は、検証要領細目に基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>流水の正常な機能の維持対策案については、検証要領細目に基づいて、「本明川ダムを含む流水の正常な機能の維持対策案」と「本明川ダムを含まない流水の正常な機能の維持対策案」の検討を行っています。</li> <li>検証要領細目において、「流水の正常な機能の維持からの検討にあたっては、必要に応じ、利水代替案を参考にする。」とされ、「利水対策としての4方策、及び利水代替案としての13方策を参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。」と規定されており、「本明川ダムを含まない流水の正常な機能の維持対策案」においては、上記の方策を組み合わせることにより、幅広く17案を立案しています。</li> <li>河道外貯留施設及びため池については、対策案(1)、(2)、(12)～(17)案として立案していますが、立案にあたっては、コストの観点から候補地を自然流下により送水可能な箇所として、補給地点より上流側を対象として遊水地の位置を決定しております。</li> <li>ダムの再開発案は、流水の正常な機能の維持対策案(4)～(17)として、ダムのかさ上げ、既設ダムの掘削、容量買取りを組み合わせて立案しており、そのうちご指摘の趣旨に相当する対策案は、流水の正常な機能の維持対策案(6)～(8)および(13)～(15)の貯水池内の掘削に相当すると考えております。</li> </ul>

表 6.2-6 寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>4. 新規利水について</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎市など2市2町へ1日2万2千トン給水計画も、水あまりの人口減少なのに「計画先にありき」に見える。</li> <li>・諫早市において利水面でダムが必要とは、あまり聞いたことがない。長崎地区に供給するという話もある。よって諫早に大きなダムを造るというのは納得出来ない。</li> <li>・長崎県南部広域水道整備計画（平成11年10月策定）は現在も改訂計画決定はなされておらず、利水計画が確定しない今までの本明川水系河川整備計画（平成17年3月策定）は本当に整備計画と言えるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証要領細目において、「個別ダムの検証における新規利水の観点からの点検に当たっては、まず、検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m<sup>3</sup>/s必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要の点検・確認を要請する。その上で、必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されております。</li> <li>・これに基づき、平成22年12月に利水参画者である長崎県南部広域水道企業団に利水参画意思の確認を要請し、平成25年5月に本明川ダムへの参画意思が無い旨の回答がなされたところです。これにより本明川ダムの目的から水道用水の確保を除外する予定としています。</li> <li>・本明川水系河川整備計画については、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」に沿って検証の対象となるダム事業の対応方針等の決定後にその結果に応じ変更等の手続きを行うこととしております。</li> </ul>
<b>5. その他</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和32年以来、地道な補強、掘削工事により本明川の本流があふれたことはない。近年の出水による被害は支流の小さな川があふれた内水被害であり、これにはダムとは別の対策が必要。</li> <li>・調整池の存在により本明川の排水能力の障害が発生し防災に寄与しないのではないか。</li> <li>・調整池ができたことにより風景や水質が悪くなっている。</li> <li>・2011年の東日本大震災では日本が自然災害の多い危険な場所であることを思い知らされたが、日本では、毎年、異常気象により台風や予想不可能な大雨による大災害に見舞われている。</li> <li>・S32年の水害や長崎水害での教訓（土砂くずれ）等をふまえたハザードマップとサイレンや避難場所、避難建物の見直した施策をお願いしたい。</li> <li>・年度末、年度始めの多忙な時期の意見公募は厳に謹んで頂きたい。</li> <li>・過去に開催された環境評価検討委員会において、適切な検討が行われているのか疑問を感じる。</li> <li>・長崎県下の漏水率は他県に比べると高く節水努力も建前だと思われる。</li> <li>・説明資料および意見募集の様式がわかりづらく、誤解を招き回答を誘導するものとなっている。</li> <li>・住民との共存のスタンスを取り戻し、真摯な対応を望む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本明川においては、昭和57年7月洪水において、本明川右岸3k200付近（諫早市仲沖町）で溢水しています。</li> <li>・内水対策に対するご指摘については、今後の参考とさせて頂きます。なお、本明川本川の治水対策による本川水位の低減によっても内水被害の軽減につながると考えております。</li> <li>・本明川水系河川整備計画（平成17年3月策定）は、諫早湾干拓事業（平成14年6月事業計画変更）を考慮した上で策定しております。</li> <li>・パブリックコメントにおいて頂いた皆様方の多様な意見については、今後の河川整備において参考とさせて頂きます。また、今後とも丁寧な説明に努めて参ります。</li> </ul>

## 6.3 意見聴取

「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階で学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施した。

また、これらを踏まえて「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

### 6.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取

本明川ダム検証においては、検証要領細目に定められている「学識経験を有する者の意見」として、表 6.3-1 に示す方々から意見聴取を実施した。

- (1) 意見聴取対象：「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
- (2) 意見聴取日：平成 25 年 6 月 12 日（水）
- (3) 意見聴取を実施した学識経験を有する者

表 6.3-1 学識経験を有する者

氏名	所属等
鴨川 誠 かもがわ まこと	(元) 名城大学 特任教授
高橋 和雄 たかはし かずお	長崎大学 名誉教授
野口 正人 のぐち まさと	長崎大学 名誉教授
森 泰一郎 もり たいいちろう	長崎ウエスレヤン大学 学長

（敬称略 五十音順）

### （4）学識経験を有する者からのご意見

学識経験を有する者からの頂いた主なご意見については、以下に示す。

【鴨川 誠 氏（元）名城大学 特任教授】

- ・本明川ダム予定地には貴重な動植物が存在しているが、河川整備計画策定時に様々な案を検討した結果、本明川ダム案となった。
- ・これまでに保護保全対策を検討し、既に移植実験等を実施したものもあり、そういう対策を行ってきている本明川ダム案が最良と考えている。

【森 泰一郎 氏（長崎ウエスレヤン大学 学長）】

- ・里山保護の観点からダムには反対であるが、本明川において治水対策は必要であり、コストが高くても大村湾への放水路案が良いと考えている。
- ・対策案の評価は、コストを重視したものとなっているが、コストだけで評価を行うべきではないと考えている。

【野口 正人 氏（長崎大学 名誉教授）】

- ・本明川ダムは、流域委員会にて2年にわたる議論により河川整備計画に位置付けられたものであり、個人的な見解ではなく、多数の委員の賛同を得て決めたという事実と既に地域に影響を与えていていることを重く受け止め、河川整備計画で示された施策を早急に進めるべき。
- ・今回の検証に係る検討は、水道事業の撤退はあったが、河川整備計画を策定した過程の検討に沿うものであり、その後の環境影響評価結果を踏まえつつ検討されており、本明川ダム案が最も有利な案となつたことは妥当な結果である。
- ・本明川では平成6年の渇水時、魚類が大量死した経験もあり、流域で健全な水循環を担保することが重要であり、そのためには流域において、浸透貯留の機能を損なわないよう、時には人工的に貯留施設を設けることが必要。
- ・評価軸毎の評価において、ダム案以外の対策については水没地権者に対する精神的苦痛などのマイナスの効果もコストとして含め、総合的に見積る必要がある。
- ・土地所有者への同意について、ダム案以外の他の代替案については、「土地所有者等に説明等を行っていない」と記載されているが、実現面で難しいのではないかと考えている。
- ・ダム案の環境への影響の評価については、否定的なものだけではなく、流木捕捉機能などの肯定的な面についても今後、触れていく必要がある。
- ・河川管理は流域をベースに行うべきであり、流域内の問題は流域内で解決することが基本的なことであり、流域以外の対策案は難しいと思われる。

### 【高橋 和雄 氏（長崎大学 名誉教授）】

- ・検証要領細目に基づいて適切に実施されていることを確認した。
- ・長崎県は急峻な地形により洪水が起こりやすく、長崎県南部では年間の雨量も2,000ミリ超えている。また、直近5年では時間雨量100ミリを超える降雨が5回発生するなど、九州北部豪雨のような雨がいつ降ってもおかしくない状況にあるなか、目標とする流量を安全に流下することができない本明川においては、減災の要となる防災施設を早期に整備することは重要と考えている。
- ・東日本大震災で減災対策が改めて重要視されたことを踏まえ、本明川流域において取り組んでいる災害伝承や防災教育などのソフト対策について、可能であれば報告書に記載していただくとともに、これまでの取り組みの範囲を広げて継続的に取り組んで頂きたい。
- ・近年、中山間地域では高齢化・過疎化により、森林や里山の樹木の維持管理ができなくなってしまっており、流木災害のリスクが増加しているが、ダムには流木捕捉効果が見込める一方で橋梁については流木対策が必要と思われる。
- ・ダムは洪水調節により、到達時間を遅らせる効果があり、洪水到達時間が短く、下流部では急激に水位が上昇する本明川では有効であると考える。
- ・1957年の諫早大水害の後に河川の拡幅等で諫早市街地では土地区画整理事業等による大改造が行われた地域であることから、コストに直接反映されない橋梁の架替に伴う生活や経済活動の支障が最小限になるような計画と対策が必要と考える。
- ・地域社会への影響について、ダム案で事業の実施となった場合にはダム湖の利活用など、持続可能な地域づくりに役立てることが期待できる。

### (5) 学識経験を有する者からのご意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者から頂いた主なご意見と、それらのご意見に対する検討主体の考え方を表6.3-2～表6.3-4に示す。

表 6.3-2

## 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>(元)名城大学 特任教授 鴨川 誠 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本明川ダム予定地には貴重な動植物が存在しているが、河川整備計画策定時に様々な案を検討した結果、本明川ダム案となつた。</li> <li>・これまでに保護保全対策を検討し、既に移植実験等を実施したものもあり、そういった対策を行ってきてる本明川ダム案が最良と考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の本明川ダム建設事業の検証は、検証要領細目に基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・本明川ダムは、平成20年6月より長崎県条例に基づき環境影響評価の手続きを開始し、平成21年10月に本明川ダム環境影響評価準備書に対する知事意見が提出されたところです。</li> </ul>
<p>長崎ウエスレヤン 大学学長 森 泰一郎 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里山保護の観点からダムには反対であるが、本明川において治水対策は必要であり、コストが高くて大村湾への放水路案が良いと考えている。</li> <li>・対策案の評価は、コストを重視したものとなっているが、コストだけで評価を行うべきではないと考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証要領細目では、概略評価によって抽出した治水対策案について、7つの評価軸についてそれぞれ的確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味し、一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視し、また、一定期間内に効果を発現するかなど時間的な観点から見た実現性を確認し、最終的には、環境や地域への影響も含めて全ての評価軸により、総合的に評価することが規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っています。</li> </ul>
<p>長崎大学 名誉教授 野口 正人 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本明川ダムは、流域委員会にて2年にわたる議論により河川整備計画に位置付けられたものであり、個人的な見解ではなく、多数の委員の賛同を得て決めたという事実と既に地域に影響を与えていていることを重く受け止め、河川整備計画で示された施策を早急に進めるべき。</li> <li>・今回の検証に係る検討は、水道事業の撤退はあったが、河川整備計画を策定した過程の検討に沿うものであり、その後の環境影響評価結果を踏まえつつ検討されており、本明川ダム案が最も有利な案となったことは妥当な結果である。</li> <li>・本明川では平成6年の渴水時、魚類が大量死した経験もあり、流域で健全な水循環を担保することが重要であり、そのためには流域において、浸透貯留の機能を損なわないよう、時には人工的に貯留施設を設けることが必要。</li> <li>・評価軸毎の評価において、ダム案以外の対策については水没地権者に対する精神的苦痛などのマイナスの効果もコストとして含め、総合的に見積る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の本明川ダム建設事業の検証は、検証要領細目に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 なお、出来るだけ速やかに対応方針(案)を取りまとめたいと考えています。</li> <li>・コストについては、検証要領細目において「ダム中止に伴って発生する費用等について、出来る限り明らかにする。」と規定されており、これに基づき評価を行っています。 なお、ご指摘の内容については、現時点において定量化することは困難ではありますが、今後の課題とさせていただきます。</li> </ul>

表 6.3-3

## 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>長崎大学 名誉教授 野口 正人 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者への同意について、ダム案以外の他の代替案については、「土地所有者等に説明等を行っていない」と記載されているが、実現面で難しいのではないかと考えている。</li> <li>・ダム案の環境への影響の評価については、否定的なものだけではなく、流木捕捉機能などの肯定的な面についても今後、触れていく必要がある。</li> <li>・河川管理は流域をベースに行うべきであり、流域内の問題は流域内で解決することが基本のことであり、流域以外の対策案は難しいと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者等との協力の見通しについては、検証要領細目において「用地取得や家屋移転補償等が必要な治水対策案については、土地所有者等の協力の見通しについて明らかにする。」と規定されており、これに基づき評価を行っています。なお、実現性としては、土地所有者等との協力の見通し以外に、その他関係者との調整の見通し、法制度上の観点から実現性の見通し、技術上の観点からの実現性の見通しについて、評価を行っています。</li> <li>・環境への影響については、検証要領細目に示される7つの評価軸の一つとして規定されており、これに基づき評価を行っています。</li> <li>・なお、ダムは、一般的に洪水時に流れてくる流木を捕捉し、下流での流木による二次被害防止に役立つ場合もあり、本明川ダムにおいても同様に流木を捕捉することがあると考えられます。</li> <li>・治水対策案の立案については、検証要領細目において「各方策の効果は河川や流域によって異なり、河川や流域の特性に応じた治水対策案を立案することとする。」と規定されており、これらに基づき、できるだけ幅広く治水対策案を立案しております。</li> <li>・治水対策案の評価にあたっては、検証要領細目に示される7つの評価軸で評価すると規定されており、これに基づき評価を行っています。</li> </ul>
<p>長崎大学 名誉教授 高橋 和雄 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検証要領細目に基づいて適切に実施されていることを確認した。</li> <li>・長崎県は急峻な地形により洪水が起こりやすく、長崎県南部では年間の雨量も2,000ミリ超えている。また、直近5年では時間雨量100ミリを超える降雨が5回発生するなど、九州北部豪雨のような雨がいつ降ってもおかしくない状況にあるなか、目標とする流量を安全に流下することができない本明川においては、減災の要となる防災施設を早期に整備することは重要と考えている。</li> <li>・東日本大震災で減災対策が改めて重要視されたことを踏まえ、本明川流域において取り組んでいる災害伝承や防災教育などのソフト対策について、可能であれば報告書に記載していただくとともに、これまでの取り組みの範囲を広げて継続的に取り組んで頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の本明川ダム建設事業の検証は、検証要領細目に基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・災害伝承や防災教育については、ソフト対策として、災害時の被害軽減の観点から推進を図る方策として全ての治水対策案に組み合わせております。また、洪水規模毎のリスク管理やその際の情報発信・共有のあり方など、関係機関等と連携して進める必要があると認識しています。</li> <li>・現在の防災教育などのソフト対策の取り組みについては報告書に記述を追加いたします。</li> <li>・また、これらのソフト対策については、今後とも継続して取り組んで参ります。</li> </ul>

表 6.3-4

## 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>長崎大学 名誉教授 高橋 和雄 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、中山間地域では高齢化・過疎化により、森林や里山の樹木の維持管理ができなくなってしまっており、流木災害のリスクが増加しているが、ダムには流木捕足効果が見込まれる一方で橋梁については流木対策が必要と思われる。</li> <li>・ダムは洪水調節により、到達時間を遅らせる効果があり、洪水到達時間が短く、下流部では急激に水位が上昇する本明川では有効であると考える。</li> <li>・1957年の諫早大水害の後に河川の拡幅等で諫早市街地では土地区画整理事業等による大改造が行われた地域であることから、コストに直接反映されない橋梁の架替に伴う生活や経済活動の支障が最小限になるような計画と対策が必要と考える。</li> <li>・地域社会への影響について、ダム案で事業の実施となった場合にはダム湖の利活用など、持続可能な地域づくりに役立てることが期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムは、一般的に洪水時に流れてくる流木を捕捉し、下流での流木による二次被害防止に役立つ場合もあり、本明川ダムにおいても同様に流木を捕捉することがあると考えられます。</li> <li>・また、一般に橋梁の設置や改築にあたっては、河川管理施設等構造令に基づき計画高水位に応じて必要な余裕高を確保するよう指導していくこととしています。</li> <li>・洪水調節の評価軸「安全度」（目標を上回る洪水が発生した場合にどの様な状態となるか）において、河川整備基本方針レベルの洪水、河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水、及び局地的な大雨について評価を行っています。</li> <li>・なお、一般に目標を上回る洪水が発生した場合でも、ダムによる洪水調節により、ピーク時の流量を低減することやピークにいたるまでの時間を遅らせることにより、被害の軽減または避難の時間を確保する効果があります。</li> <li>・検証要領細目に基づき、河川整備計画と同程度の目標を達成することを基本として、検証要領細目に示されている 26 方策について検討を行い、遊水地や放水路など様々な方策を組み合わせて幅広く 16 案の治水対策案を立案しています。</li> <li>・なお、立案した治水対策案については、検証要領細目に示された 7 つの評価軸で評価を行っています。</li> <li>・地域社会への影響については、検証要領細目において「治水対策案によっては、地域振興に効果がある場合があるので、必要に応じ、その効果を明らかにする。」と規定されており、これに基づき評価を行っています。</li> <li>・ダム湖の利活用は、地域づくりに役立つ可能性があることから、検証の結果、現計画（ダム案）となった場合は、ダム湖の利活用について地元自治体等を含めて検討を行っていきたいと考えています。</li> </ul>

### 6.3.2 関係住民からの意見聴取

本明川ダム建設事業の検証においては、検証要領細目に定められている「関係住民からの意見聴取」を下記により実施した。

#### (1) 意見募集対象

「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

#### (2) 意見聴取対象者

長崎県に在住の方

#### (3) 関係住民からの意見を聞く場

今後の検討の参考とするため、関係住民からの意見を聞く場を以下の会場で開催した。

1) 意見聴取日 : 平成25年6月15日（土）、平成25年6月17日（月）

2) 意見聴取会場 : 高城会館（諫早市高城町5-25）

#### (4) 紙面による意見募集

関係住民からの意見発表に加えて、当日都合により発表できない方にも意見を発表して頂く機会として紙面による意見を提出していただくことも併せて実施した。

1) 意見募集対象 : 「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

2) 意見募集対象者 : 長崎県外在住の方も受付

3) 募集期間 : 平成25年6月7日（金）～平成25年6月17日（月）

4) 意見の提出方法 : ①郵送、②FAX、③電子メール、④回収箱への投函

#### (5) 資料の閲覧方法

①九州地方整備局ホームページに掲載するとともに、国、県及び市役所等で閲覧できるようにした。

(<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/03-honmyo/kensyo-honmyo.html>)

#### ②資料の閲覧場所

・九州地方整備局 長崎河川国道事務所 1階ロビー

・長崎河川国道事務所 諫早出張所

・長崎県庁 2階 県政情報センター（県民センター内）

・長崎県 県央振興局 1階 行政資料コーナー

・諫早市役所 本庁舎 本館 1階ロビー

・諫早市役所 高来支所 1階ロビー

・雲仙市役所 本庁舎 本館 1階ロビー

#### (6) 意見発表者及び意見提出者

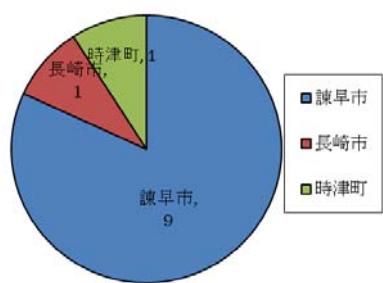
意見発表者は6人、紙面による意見提出者は5人、合計11人から意見をいただいた。意見発表者及び意見提出者の地域別、年代別、性別を以下に示す。

地 域	人 数
諫早市	9 人
長崎市	1 人
時津町	1 人
合 計	11 人

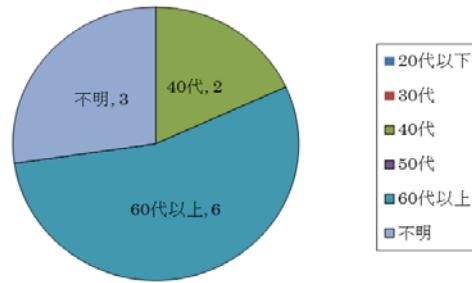
年 代	人 数
20代以下	0 人
30代	0 人
40代	2 人
50代	0 人
60代以上	6 人
不 明	3 人
合 計	11 人

性	人 数
男	11 人
女	0 人
合 計	11 人

地域別 意見数



年代別 意見数



性別 意見数

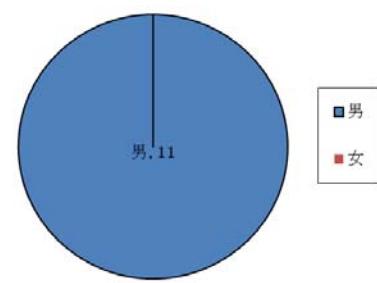


図 6.3-1 意見提出者の属性

#### (7) 意見発表者及び意見提出者のご意見

関係住民から頂いたご意見の要旨と、それらのご意見に対する検討主体の考え方を表 6.3-5～表 6.3-7 に示す。

表 6.3-5 関係住民の皆様方から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>1. 検証の進め方</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本明川の治水対策は河川整備計画すでに議論し尽くされている。</li> <li>・報告書の内容、水道事業中止の経緯、新たな水需要について、住民説明会を開催し説明を行うべきである。</li> <li>・事業推進のバイアスの掛からない専門家及び国民からなる検討を行う場を設けるべき。</li> <li>・一連の検討会議を含めた検討の場などの周知及び広報が不十分であり、市報・新聞広告・TV・ラジオなどを用いて広く広報に努めるべき。</li> <li>・第一回検討の場から非常に短いスパンの間で検証が行われている。全体のスケジュールを示すべき。</li> <li>・意見募集の期間が短すぎるため改めて意見を募集すべきである。</li> <li>・意見を聴く場での傍聴者の30名程度の人数制限は国の住民に対する姿勢を露骨に示すものと受け止められても仕方ないと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の本明川ダム建設事業の検証は、検証要領細目に基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・本明川ダム建設事業の検証に係る検討にあたっては、検証要領細目に基づき、長崎県と本明川流域の諫早市を構成員とする「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めてきております。</li> <li>・検討の場、パブリックコメント及び関係住民からの意見を聴く場ならびに紙面による意見募集の実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、九州地方整備局ホームページで公表しております。また、検討の場は原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を九州地方整備局のホームページで公表しています。 <a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/03-honmyo/kensyo-honmyo.html">http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/03-honmyo/kensyo-honmyo.html</a></li> <li>・意見募集については、パブリックコメントを実施するとともに、報告書(素案)について、関係住民からの意見を聴く場を諫早市内にて2日間開催し、さらに紙面による意見募集も行っています。また、意見募集にあたっては、インターネットへの掲載の他、流域全ての自治体にご協力頂き、地域の方が集まりやすい役場や県庁舎、振興局等のロビーなどに「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」や意見募集要領を設置し、広く知って頂くよう努めています。</li> <li>・なお、これら頂いたご意見は、ダムの賛否にかかわらず論点を整理して本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書に記載するとともに、検討主体の考え方をお示しております。</li> <li>・意見を聴く場や検討の場等の開催場所については、本明川の流域住民に多く参加いただけるよう諫早市内の公共交通機関等が確保されている諫早市役所周辺の公共施設で会議室やホールを有する施設から選定しており、傍聴者数は会場の規模等により決定しています。</li> </ul>
<b>2. ダムに対する賛否に関するご意見</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裏山橋地点では河道の能力がないため、洪水の発生により溢れる危険があるが、本明川は、昭和32年諫早大水害で再整備が行われ、市街地と一体となった川づくりが行われていることから、現在の川はさわるべきではなく、他の対策案と比較しても本明川ダム案が最適である。また、湖面による利活用も期待されることから、一刻も早いダムの完成を望む。</li> <li>・本明川は日常の水量が非常に少なく、市民の生活、農業用水の利用、自然環境への影響の面から河川流量の安定化が必要であるため、本明川ダムにより、一刻も早く河川の維持流量が確保されることを期待している。</li> <li>・流域住民の悲願である洪水調節施設を作り、住民の生命と財産を守るためにしっかりと取り組むべきである。</li> <li>・気候変動により豪雨の発生が増加しているが、本明川でも、大洪水がいつ発生してもおかしくない状況であるため、洪水への早期の対応が必要であり、急峻な本明川の上中下流域の地形的な特色や、河川沿いの都市域の集中などを考慮すると、本明川ダム案に理解を示したい。</li> <li>・環境を破壊するダムをコストで判断して造るべきではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の本明川ダム建設事業の検証は、検証要領細目に基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・なお、出来るだけ速やかに対応方針(案)を取りまとめたいと考えています。</li> <li>・検証要領細目では、概略評価によって抽出した治水対策案について、7つの評価軸についてそれぞれ的確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味し、一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視し、また、一定期間内に効果を発現するかなど時間的な観点から見た実現性を確認し、最終的には、環境や地域への影響も含めて全ての評価軸により、総合的に評価することが規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っています。</li> </ul>

表 6.3-6 関係住民の皆様方から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2. ダムに対する賛否に関するご意見（続き）	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水対策としてダム案に同意するが、建設にあたっては、水量の変化、環境、堆砂などへ注意を払い、ダムによる影響に対して適切に対応して頂きたい。</li> <li>ダム計画で水没される方々の気持ちを考慮し、ダムの早期完成を望む。なお建設に当たっては水没地区に対する生活再建と水源地対策を十分考慮してほしい。</li> <li>本明川ダム地点は火山灰を含んだ凝灰角礫岩であり地質が悪く、また、活断層が通っている。</li> <li>ダムでは一般的に基礎処理としてセメントミルクをグラウト注入するが、本明川ダム地点では地質の状況により薬液注入になると思われるが、これにより諫早市の地下水への影響が出てくると考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本明川ダムは、平成 20 年 6 月より長崎県条例に基づき環境影響評価の手続きを開始し、平成 21 年 10 月に本明川ダム環境影響評価準備書に対する知事意見が提出されたところです。</li> <li>生活再建と水源地域対策については検証の結論に基づき適切に対応することとしています。</li> <li>本明川ダムを台形 C S G ダムとして計画するに当たり、基礎岩盤の性状等を踏まえ堤体設計を実施しており、その結果、河川管理施設等構造令第 73 条第 4 号の規定により、ダムの堤体及び基礎地盤は必要な安全性を有していることを確認しています。</li> <li>活断層については、一般に、断層活動によって生じる地盤変位はダム築造上支障となるため、ダム敷き及びその近傍に支障となる活断層が分布していないことを確認した上でダムの建設を計画します。</li> <li>なお、本明川ダムのこれまでの調査の結果、ダム敷き及びその近傍にダム築造上支障となる活断層は確認されていません。</li> <li>ダム堤体の基礎処理については、調査検討の結果から薬液注入ではなく、セメントミルクをグラウト注入することを考えています。</li> </ul>
3. 立案等に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡単にダム以外の対策は不可能との結論を出さず、過去の災害などの実績を十分に考慮し、諫早市の都市計画などを含めた検討を行うべき。</li> <li>パブコメで本明川の 7k000 付近から 3k400 付近までの河川敷下に放水路を整備する案を提案したが、対策を行うことにより、河川敷の表層の直下に放水路を設けて、河床洗掘、河川管理施設等への影響を防ぐことは技術的に可能と考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証要領細目の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案評価し、対応方針（案）を決定することとしています。</li> <li>治水対策案の立案にあたっては、検証要領細目に示されている 26 方策について、本明川における各方策の適用性を踏まえて、組み合わせを検討しています。</li> <li>これらに基づき、ダムを含まない治水対策案は河道の掘削や引堤、放水路を含み 16 の案を立案し、概略評価を行った上で、「本明川ダムを含む治水対策案」と合わせた 6 案について、様々な評価軸で評価しています。</li> <li>治水対策案④～⑧案として立案している 5 つの放水路の案のうち、呑口、吐口の地点がほぼ同じで、延長が約 3.4km となる治水対策案⑤は、河川管理施設等構造令に規定された構造を満足する範囲内で、ご提案の趣旨に相当する対策案であると考えています。</li> </ul>

表 6.3-7 関係住民の皆様方から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. その他	<p>・ダムは万能ではなく、ダムだけでは大水害は防げないため、ダム建設による過信は禁物であり、昭和32年の諫早大水害を超えるような洪水に備え、ハードの限界を認識し、避難を考慮した地域づくり、情報提供、共有など実践的なソフト対策を講じることが何よりも重要である。</p> <p>・本明川の管理は、国、県と分断されているが弊害のないようお願いしたい。</p> <p>・昭和58年の予備調査着手から30年経過しており、悩まされ、生活設計を狂わされた地域があることを理解して頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の本明川ダム建設事業の検証は、検証要領細目に基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・ソフト対策については、災害時の被害軽減の観点から推進を図る方策として全ての治水対策案に組み合わせております。また、洪水規模毎のリスク管理やその際の情報発信・共有のあり方など、関係機関等と連携して進める必要があると認識しています。</li> <li>・頂いた貴重なご意見は、今後の河川管理の参考にさせて頂きます。</li> <li>・なお本明川ダム建設事業のこれまでの経緯を踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。</li> </ul>

### **6. 3. 3 関係地方公共団体の長からの意見聴取**

「報告書（原案）案」に対する関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

### **6. 3. 4 事業評価監視委員会からの意見聴取**

事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。